

議案第 7 号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則
について

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を別紙の
とおり定める。

平成17年3月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書)

第3条 条例第18条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 体育施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)
- 2 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第6条を削り、第5条の2を第6条とする。
(沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する規則の廃止)
- 3 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する規則（昭和47年教育委員会規則第16号）は、廃止する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 4 条例附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書等については、第2条の例による。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

奥武山総合運動場の体育施設の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

概 要 説 明

保健体育課

1 制定の経緯及び必要性

奥武山総合運動場の管理を指定管理者に行わせるために、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）が制定され、一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行される予定である。

条例では、指定管理者の指定申請書等及び事業報告書に係る事項を規則に委任しているため、その規則を定める必要がある。

2 案の概要

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を制定することとし、指定申請書の様式とその添付書類及び事業報告書に記載する内容等を定めることとする。

また、関連する規則の一部改正及び廃止を行うこととする。

3 添付資料

(1) 新旧対照表・・・資料1

(2) 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（案）・・・資料2

沖縄県立教育機関組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(青年の家) 第5条 沖縄県立名護青年の家及び沖縄県立糸満青年の家(以下「青年の家」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。 第1号から第9号まで略</p> <p>(少年自然の家) 第6条 沖縄県立石川少年自然の家、沖縄県立玉城少年自然の家、沖縄県立宮古少年自然の家及び沖縄県立石垣少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。 第1号から第10号まで略</p>	<p>(青年の家) 第5条 沖縄県立名護青年の家及び沖縄県立糸満青年の家(以下「青年の家」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。 第1号から第9号まで略</p> <p>(少年自然の家) 第5条の2 沖縄県立石川少年自然の家、沖縄県立玉城少年自然の家、沖縄県立宮古少年自然の家及び沖縄県立石垣少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。 第1号から第10号まで略</p> <p>(総合運動場) 第6条 沖縄県立奥武山総合運動場(以下「総合運動場」という。)に、次の係、及び班を置く。 庶務係 指導班 2 総合運動場の所掌事務は、次のとおりとする。 第1号から第12号まで略</p>

乙第28号議案

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、奥武山総合運動場の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため、奥武山総合運動場を設置する。

2 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奥武山陸上競技場	那覇市奥武山町45番地
奥武山補助競技場	那覇市奥武山町51番地
奥武山野球場	那覇市奥武山町42番地の1
奥武山庭球場	那覇市奥武山町44番地の1
奥武山水泳プール	那覇市奥武山町44番地
武道館	那覇市奥武山町52番地
奥武山弓道場	那覇市奥武山町44番地の1
沖縄・兵庫友愛スポーツセンター	那覇市奥武山町44番地の1
糸満球技場	糸満市西崎一丁目1番2号
ライフル射撃場	大里村字大里1329番地

(体育施設の管理)

第3条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (3) 体育施設の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関して、教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に体育施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奥武山総合運動場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休場日等)

第8条 体育施設（奥武山水泳プールを除く。）の休場日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期休場日 火曜日
- (2) 年始休場日 1月1日から1月4日まで
- (3) 年末休場日 12月28日から12月31日まで

2 奥武山水泳プールの利用期間は、4月15日から10月31日までとし、休場日は、火曜日とする。

3 第1項第1号及び第2項に規定する休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条で規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休場日でない日を休場日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に利用期間以外の日若しくは休場日に開場し、又は休場日以外の日

に休場することができる。

(開場時間)

第9条 体育施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償等)

第17条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、奥武山総合運動場の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

2 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関の設置について」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

第8条を削る。

第9条ただし書を削り、同条を第8条とする。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

(沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部改正)

3 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から別表第3まで」を「又は別表第2」に改める。

別表第3を削る。

(準備行為)

4 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第9条関係)

施設名	開場時間
奥武山陸上競技場 武道館 奥武山弓道場 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター ライフル射撃場	午前9時から午後9時まで
奥武山補助競技場 糸満球技場	午前9時から午後6時30分まで
奥武山野球場	午前7時から午後6時30分まで (4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分から午後7時まで)
奥武山庭球場	午前7時 (4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分) から午後9時まで
奥武山水泳プール	4月15日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで

備考 奥武山野球場及び奥武山庭球場以外の施設については、専用利用に限り、午前7時から利用を許可することができる。

別表第2 (第14条関係)

1 奥武山陸上競技場

(1) 専用利用の利用料金

区分			基準額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,620円	2,620円	5,250円	780円
		一般・学生	5,250円	5,250円	10,500円	1,570円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額				
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間区分に応じた基準額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	10,500円	10,500円	21,000円	3,150円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の200人分を加算して得た額				

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円

団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の9を乗じて得た額
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の8を乗じて得た額
	200人以上の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の7を乗じて得た額
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円
	一般・学生	1人1回につき60円

(3) 施設設備の利用料金

区 分		基 準 額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置		1,050円	1,050円	2,100円	520円
屋外照明（専用利用の場合）	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,260円		
		2分の1点灯	1時間につき630円		
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,520円		
		2分の1点灯	1時間につき1,260円		

(4) 用具の利用料金

種 類	基 準 額	種 類	基 準 額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

2 奥武山補助競技場

専用利用の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

3 奥武山野球場

(1) 専用利用の利用料金

区 分		基 準 額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
野球の試合に専用する場合	入場料を徴収する場合	プロ野球以外 の試合の場合	入場料500円 未満の場合	1試合につき4,200円	
			入場料500円 以上の場合	入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料 (税込)の200人分を加算して得た額	
		プロ野球の試合の場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料	

		(税込) の200人分を加算して得た額			
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	1試合につき1,050円			
	一般・学生	1試合につき1,570円			
野球の練習に専用する場合	プロ野球チーム以外の場合	児童・生徒	2時間につき840円		
		一般・学生	2時間につき1,050円		
	プロ野球チームの場合	12,600円	12,600円	25,200円	5,250円

(2) 施設設備の利用料金

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
スコアボード	1試合につき520円			

4 奥武山庭球場

(1) 専用利用の利用料金

区 分		基 準 額 (1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	680円	680円	1,360円	180円
	一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円	380円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			

(2) 個人練習の利用料金

区 分		基 準 額 (1面につき)	
		9時～17時	時間外(1時間につき)
児童・生徒		1時間につき160円	180円
一般・学生		1時間につき340円	380円

(3) 施設設備の利用料金

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	630円	630円	1,260円	310円
会議室	260円	260円	520円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

5 奥武山水泳プール

(1) 専用利用の利用料金

区 分		基 準 額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき840円
	50メートルプール	1時間につき1,780円

	飛び込みプール	1時間につき1,780円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料(税込)の100人分
	飛び込みプール	最高入場料(税込)の100人分

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区 分		基 準 額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき50円	回数券(11枚)500円
	一般・学生	1人2時間につき100円	回数券(11枚)1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の7を乗じて得た額	

(3) 施設設備の利用料金

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
会議室	520円	520円	1,050円	520円

6 武道館

(1) 専用利用の利用料金

ア アリーナ棟

区 分			基 準 額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,470円	14,470円	28,950円	3,970円
		一般・学生	17,660円	17,660円	35,320円	4,850円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,020円	24,020円	48,040円	6,600円
		営利を目的とする場合	99,450円	99,450円	198,910円	27,340円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			
備考 利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。						

イ 錬成道場棟

区 分			基 準 額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチ	入場料	児童・錬成道場(各階ごと)	3,930円	3,930円	7,870円	1,080円

ユアスポーツ等の催物に専用する場合	を徴収しない	生徒	トレーニングルーム	3,420円	3,420円	6,840円	940円
			相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
	場合	一般・学生	錬成道場(各階ごと)	4,990円	4,990円	9,990円	1,370円
			トレーニングルーム	5,200円	5,200円	10,410円	1,420円
			相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円
場合	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の10人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない	営利を目的としない場合	錬成道場(各階ごと)	6,130円	6,130円	12,260円	3,370円
			錬成道場(各階ごと)	25,500円	25,500円	51,000円	7,000円
	場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料(税込)の20人分を加算して得た額				

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額	
児童・生徒	4時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	4時間につき160円	回数券(11枚)1,600円

(3) 施設設備の利用料金

ア アリーナ棟

種類	基準額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
大型映像装置	11,890円	11,890円	23,790円	3,260円
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
場内音響装置	10,840円	10,840円	21,690円	2,980円
役員室	310円	310円	630円	100円
控室	310円	310円	630円	100円

イ 錬成道場棟

種類	基準額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
会議室	560円	560円	1,130円	160円
研修室	560円	560円	1,130円	160円
修養室	310円	310円	630円	100円
役員室(相撲場)	310円	310円	630円	100円

(4) 用具の利用料金

種類	基準額(1回につき)	種類	基準額(1回につき)
電光表示装置一式	520円	卓球台一式	100円

ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机 1 台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子 1 脚	10円

(5) 冷房利用料金（専用利用の場合）

ア アリーナ棟

区 分	基 準 額(1時間につき)
アリーナ	11,670円
役員室	100円
控室	100円

イ 錬成道場棟

区 分	基 準 額(1時間につき)
錬成道場（各階ごと）	1,680円
トレーニングルーム	530円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

7 奥武山弓道場

(1) 専用利用の利用料金

区 分		基 準 額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	1,570円	1,570円	3,150円	2,100円
	一般・学生	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			

(2) 個人練習の利用料金

区 分	基 準 額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	50円	50円	75円
一般・学生	100円	100円	150円

8 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額					
	9時 ～ 12時30分	13時 ～ 17時	17時30分 ～ 20時30分	9時 ～ 17時	13時 ～ 20時30分	9時 ～ 20時30分
大体育室	3,150円	4,200円	5,250円	7,350円	9,450円	12,600円
小体育室	1,570円	2,100円	2,620円	3,670円	4,720円	6,300円

研修室		420円	420円	520円	840円	940円	1,360円
卓球台 (1台)	児童・生徒	290円	290円	350円			
	一般・学生	350円	350円	480円			

備考 体育室の利用について、その面積が2分の1以下の利用をする場合の基準額は、この表に掲げるそれぞれの額の2分の1とする。

(2) 個人練習の利用料金

区 分		基 準 額		
		9時～12時30分	13時～17時	17時30分～20時30分
体育室	児童・生徒	50円	50円	100円
	回数券(11枚)	500円	500円	1,000円
	一般・学生	170円	170円	240円
	回数券(11枚)	1,700円	1,700円	2,400円
トレーニング グループ	児童・生徒	150円	150円	200円
	回数券(11枚)	1,500円	1,500円	2,000円
	一般・学生	150円	150円	200円
	回数券(11枚)	1,500円	1,500円	2,000円
宿泊室	児童・生徒	1人1泊260円		
	一般・学生	1人1泊520円		

9 糸満球技場

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区 分	基 準 額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の基準額に準じた額

(3) 施設設備の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
会議室	260円	260円	520円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

10 ライフル射撃場

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額

入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,350円
	一般・学生	4時間につき16,700円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額

(2) 個人練習の利用料金

区 分	基 準 額		
	児童・生徒	2時間につき150円	回数券（11枚）1,500円
一般・学生	2時間につき300円	回数券（11枚）3,000円	定期券（1年）15,000円

備考

- 「時間外」とは、9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者をいう。

平成17年2月15日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

奥武山総合運動場の管理を指定管理者に行わせるため、条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立教育機関設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、教育機関の設置について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第8条 第2条、第3条、第5条及び第6条の2から前条までの教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。</p>	<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、教育機関の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(体育施設)</p> <p>第8条 体育に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の体位向上と文化の発展を図るため、奥武山総合運動場を次のとおり設置する。</p> <p>表省略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 第2条、第3条、第5条及び第6条の2から前条までの教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。ただし、前条に規定する奥武山総合運動場については、次条第1項の規定により、管理を委託し、職員を派遣した場合は、この限りでない。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第10条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、第8条に規定する奥武山総合運動場の管理を民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づく公益法</p>

沖縄県立教育機関設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(教育委員会規則への委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關して必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>人で教育委員会規則で定めるものに委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により委託した場合は、委託料を支払うものとする。</p> <p>(教育委員会規則への委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關して必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

沖縄県立教育機関使用料徴収条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料の徴収) 第2条 教育委員会は、教育機関の施設を使用する者から、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を徴収する。 別表第3を削る。</p>	<p>(使用料の徴収) 第2条 教育委員会は、教育機関の施設を使用する者から、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を徴収する。 別表第3 (体育施設の使用料) (第2条関係) 表省略</p>